

草津市文化振興条例

逐条解説

草津市

平成 29 年 7 月

目 次

前文	01
第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条）	03
第 2 章 文化振興計画（第 6 条）	07
第 3 章 基本施策（第 7 条—第 16 条）	08
第 4 章 雑則（第 17 条）	15

付 録

草津市文化振興審議会委員名簿	17
検討経過	18

本条例は、教育委員会の附属機関である草津市文化振興審議会に、教育委員会が条例に定めるべき事項について諮問し、答申いただいた提言書に基づき、制定いたしました。

前 文

草津市は、東海道と中山道が合流、分岐する唯一の宿場町として発展し、ひと、もの、情報が行き交い交流する街道文化が育まれるとともに、先人たちの営みによって、豊かな有形・無形の文化財および琵琶湖や田園などの清らかで美しい景観が、保存、継承されてきました。今日においても、街道文化は人々の生活の中に脈々と受け継がれ、様々な出会いと交流が生み出されることにより、多様な文化や価値観を許容する寛容性の高い社会が形成され、協働による住みよいまちづくりがすすめられています。

文化は、人と人を結び、相互理解を深める営みであるとともに、人の生活を鮮やかに彩り、豊かな人間性を涵養する重要な資源であり、地域で育まれる文化は、その土地の人々の拠り所でもあります。

私たちは、個性豊かで活力にあふれる地域社会を創造するため、文化活動を行う市民の自主性と創造性を尊重し、誰もが等しく文化に親しめる環境を整え、さらには、文化の力によって都市の魅力を高めることに取り組みます。

そして、草津市の未来を担う子どもたちの豊かな心を育むとともに、誰もが誇りをもって、この先も住み続けたいと思えるまちを築くため、これまで培われてきた文化を市民共有の財産として大切に引き継ぎ、出会いと交流に満ちた、草津市の文化を創造し発展させることを決意し、この条例を制定します。

解説

前文は、条例の条項の前に置き、条例制定の背景・理由、目指すべき姿などを述べる文章です。

第1段落では、草津市の過去と現在の、文化に関連するまちの特徴について述べています。前段で、草津市の宿場町としての歴史、育まれてきた街道文化、先人たちによって保存、継承されてきた文化的資産について触れ、後段では、「出会いのまちくさつ」に形容される「出会いと交流が盛んで寛容性の高いまち」という現在のまちの特徴を表現し、さらには、市を挙げて推進する協働による住みよいまちづくりについても言及しています。

第2段落では、一般的な文化の効用について述べています。文化は、人と人を結び付け、相互理解を深める役割を持つとともに、人が人らしく生きるための糧となるものであることを説明しており、さらに、地域で育まれた文化は、その地域で育った人のアイ

デンティティーや誇りの源となることを明記しています。

第3段落では、条例で規定する文化振興の基本理念（第3条参照）について述べています。どれも文化を振興する上で重要な理念ですが、文化が人間の自由な発想による精神活動であること、また、活発で意欲的な創造活動により生み出されるものであり、さらには、文化活動が他人から干渉を受けることがない不可侵の行為であることから、基本理念の中でも最も重要な規定として、最初に「自主性と創造性の尊重」を述べ、そして、市民の存在や活動が文化振興の基本にあって初めて都市文化を外部に発信することができるという考えから、市民文化政策としての「誰もが等しく文化に親しめる環境を整え」と、都市文化政策としての「文化の力によって都市の魅力を高めること」を述べています。

第4段落では、文化を振興することにより目指す草津市の将来像について述べています。ここでは、その決意として、草津市の未来を担う子どもたちの豊かな心を育むとともに、誰もが誇りを持って住み続けたいまちを築くために、文化の継承と創造、更なる発展を目指すことを宣言しています。なお、ここでいう住み続けたいまちとは、たとえ、草津市を離れたとしても、故郷として思い続けることができ、再び帰ってきたいまちのことを表しています。

第1章 総則（第1条―第5条）

目 的

第1条 この条例は、文化振興に関する基本理念を定め、市民および市の役割を明らかにするとともに、文化振興に関する基本施策を定め、これを総合的かつ計画的に推進することにより、個性豊かで活力にあふれる地域社会の創造に寄与することを目的とする。

解説

文化振興の基本理念（第3条）を定め、市民と市、それぞれの役割を明確にする（第4条・第5条）とともに、文化振興に関する基本施策（第7条～第16条）を定め、これを総合的かつ計画的に推進（第6条）することにより、地域の特性が発揮され、かつ市民が心豊かに暮らすことができる、賑わいと活気にあふれた地域社会の創造に寄与することが目的であることを規定しています。

定 義

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 文化 文学、音楽、美術、写真、書、演劇、舞踊、デザイン、メディア芸術（映画、漫画、アニメーションおよび電子機器等を利用したものをいう。）その他の芸術、伝統芸能および芸能（伝統芸能を除く。）、文化財、衣食住に関わる生活文化、地域固有の伝統工芸をいう。
- (2) 文化活動 文化を創造し、学び、発信し、継承し、および享受する活動ならびにこれらを支える活動をいう。
- (3) 市民 草津市市民参加条例（平成24年草津市条例第21号）第2条に規定する市民をいう。

解説

- (1) 文化芸術振興基本法（平成 13 年法律第 148 号）は、文化の定義を示していませんが、振興の対象とする文化の範囲を定めています。そこで、本条例では、同法が対象とする文化の範囲を定義のベースとしながら、草津市の文化振興に必要な分野を追加して規定しています。なお、ここでいうデザインは、意匠や形態だけでなく、人が生み出すシステムや企画も含め広く捉えるものとします。
- (2) 文化を創造し、学び、発信し、継承するという能動的な活動に加え、鑑賞や体験することなどにより文化を享受すること、そして、ボランティア活動などを通してこれらを支援することも含め、文化に関わる全ての活動を文化活動と規定しています。
- (3) 文化を振興するに当たっては、可能な限り多くの草津市に関わる人々の力を活用することが望ましいことから、草津市市民参加条例（平成 24 年草津市条例第 21 号）に定める市民の定義および考え方にに基づき、個人以外に組織や団体も含むものとして市民を規定しています。

参考 草津市市民参加条例（抜粋）

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住、通勤もしくは通学する者、市内で活動する団体または市内で事業を営む者をいう。

基本理念

第 3 条 文化振興に当たっては、次に掲げる事項を基本理念として取り組むこととする。

- (1) 文化活動を行う者の自主性および創造性を尊重すること。
- (2) 市民が等しく文化に触れることができる機会の充実を図ること。
- (3) 文化の創造および発展を促進し、都市の魅力を高めること。

解説

- (1) 文化が人間の自由な発想による精神活動であること、また、活発で意欲的な創造活動により生み出されるものであり、さらには、文化活動が他人からの干渉を受けることがない不可侵の行為であることに鑑み、基本理念の根幹をなすものとし

て、文化活動を行う者の自主性と創造性を尊重することを規定しています。

- (2) 文化的な生活に参加することは、誰もが享受することのできる権利であり、人は、生まれながらにして、文化活動を行うことが保障されています（経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A 規約））。このことに鑑み、老若男女、障害の有無等に関わらず、地域格差なく、分野に偏りなく文化活動を行うことができる機会の充実を図ることを規定しています。本市では、これを「市民文化政策」と呼びます。
- (3) 文化は、自己認識の拠り所となるものであり、また、その都市の魅力となる資産であることに鑑み、文化の創造と発展を促進することで、市民の草津市に対する誇りや愛着を醸成するとともに、都市の魅力を更に高めることを規定しています。本市では、これを「都市文化政策」と呼びます。

参考 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A 規約）（抜粋）

1. この規約の締結国は、すべての者の次の権利を認める。
 - (a) 文化的な生活に参加する権利
 - (b) 科学の進歩及びその利用による利益を享受する権利
 - (c) 自己の科学的、文学的又は芸術的作品により生ずる精神的及び物質的利益が保護されることを享受する権利

市民の役割

第4条 市民は、一人ひとりが文化の担い手であることを認識し、自主的かつ主体的に文化活動を行うことで、草津市の文化振興に寄与するよう努めるものとする。

2 市民は、地域で実践されている多様な文化活動を理解し、および尊重し、ならびに交流を深めるよう努めるものとする。

解説

第1項では、市民一人ひとりが、草津市のかげがえのない文化の担い手であり、そのことを市民自身が自覚し、自主的かつ主体的に文化活動を行うことで、草津市の文化振興に寄与するよう努めることについて規定しています。

第2項では、市内の至る所で取り組まれている多様な文化活動を理解、尊重し、さらには、市民間、各分野間の交流を深めることにより、文化の発展および創造に資するよ

う努めることを規定しています。

市の役割

第5条 市は、第3条に定める基本理念に基づき、文化振興施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 前項の規定による文化振興施策の実施に当たっては、市民の意見を反映するよう努めるものとする。

解説

第1項では、市には、文化を率先して振興する役割があることから、基本理念に基づき、文化振興施策を総合的かつ計画的に実施することを規定しています。

第2項では、本市における市政運営の基本原則の一つである、市民参加を推進するため、文化振興施策の実施に当たっては、可能な限り市民の意見を反映するよう努めることを規定しています。

参考 草津市市民参加条例（抜粋）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(3) 市民参加 執行機関が実施する政策における課題の発見、立案、実施、評価等(以下「政策過程」という。)の各過程における、市民の主体的な参加をいう。

第2章 文化振興計画（第6条）

文化振興計画の策定

第6条 市は、文化振興施策を総合的かつ計画的に推進するため、文化振興計画を策定するものとする。

2 前項の規定による文化振興計画の策定に当たっては、草津市文化振興審議会の意見を聴くものとする。

3 前項の規定は、文化振興計画の変更および評価について準用する。

解説

第1項では、文化を総合的かつ計画的に振興するため、本条例の実効性を担保する文化振興計画の策定について規定しています。

第2項では、文化振興計画の策定に当たっては、教育委員会の附属機関である草津市文化振興審議会に意見を聴くことを規定しています。

第3項では、前項の規定と同様に、文化振興計画の変更および評価に当たっても、草津市文化振興審議会の意見を聴くことを規定しています。

第3章 基本施策（第7条—第16条）

協働による文化活動の推進

第7条 市は、市民と市の役割が効果的に発揮できるよう市民との協働（草津市協働のまちづくり条例（平成26年草津市条例第2号）第2条に規定する協働をいう。）による文化活動の推進に取り組むものとする。

解説

本市で定める草津市自治体基本条例（平成23年草津市条例第11号）では、市民との協働をまちづくりの基本として掲げており、本市では、その規定に則って市民との協働を軸にまちづくりを進めています。このことから、文化振興施策の実施に当たっても、市民と市との役割を効果的に生かした協働による文化活動の推進に取り組むことを規定しています。

参考 草津市自治体基本条例（抜粋）

（市民との協働）

第24条 市がまちづくりに取り組むときは、市民との協働を基本とする。

参考 草津市協働のまちづくり条例（抜粋）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 協働 共通の目的を実現するために、市民と市民が、または市民と市が責任および役割を分担し、相互の信頼および理解のもと、互いの特性および能力を持ち寄って連携し、および協力することで、単独で取り組むよりも大きな成果が期待される取組をいう。

文化施設の活用および充実

第8条 市は、文化施設が様々な文化活動の場であるとともに、市民が集い、地域コミュニティを形成する重要な施設であることを踏まえ、施設の機能が十分に発揮されるよう、施設の活用および充実に取り組むものとする。

解説

本市では、文化施設として草津アマカホール、草津クリアホール、草津宿街道交流館等を管理運営しています。これらの文化施設は、様々な文化活動の場であり、創造性を育み、人が人と共に生きる絆を形成するための拠点であると同時に、心豊かな生活を実現するための場としても機能しなければなりません。文化施設の持つこうした機能が、十分に発揮されるよう、施設の活用および充実に取り組むことを規定しています。

情報の収集および発信の充実

第9条 市は、市民が文化活動に関する情報を十分に享受できるよう、情報の収集および発信に取り組むものとする。

- 2 市は、草津市の魅力を市内外に伝えるため、草津市の文化に関する情報を積極的に発信するよう取り組むものとする。
- 3 市は、効果的に情報発信が行えるよう、その時代に適合した多様な媒体の活用に取り組むものとする。

解説

第1項では、市民が文化活動に関する情報を享受し、積極的に文化活動を行えるよう、市が文化活動に関する情報を収集し、発信することを規定しています。

第2項では、市民のまちに対する愛着を醸成するとともに、草津市の魅力を市外の人にも伝えるため、草津市の文化に関する情報を積極的に市内外へ発信することを規定しています。

第3項では、前2項の情報発信が効果的に行えるよう、その時代に適合した、情報

を容易に得ることができる媒体の活用に取り組むことを規定しています。

文化活動を担う人材の育成および活用

第10条 市は、文化活動を担う人材を育成し、活用するとともに、その活躍の場を広げるための環境の整備に取り組むものとする。

解説

文化を振興するためには、文化を支える担い手が育ち、活躍できる土壌を整備することが重要です。このことから自ら作品を創作するアーティスト、地域で文化活動を企画し実施するプロデューサー、アーティストと様々な団体や機関を結び、あるいは団体や機関を相互に結び付けるコーディネーターを育成し活用するとともに、さらには活躍の場を広げるための環境づくりに取り組むことを規定しています。

子どもおよび若者の文化活動の充実

第11条 市は、子どもおよび若者の豊かな感性と郷土愛を育むため、子どもおよび若者が文化に親しめる機会の充実に取り組むものとする。

解説

子どもや若者の豊かな感性と郷土愛を育むとともに、幼い頃から文化に親しめる機会を充実することで、将来の草津市の文化を担うかけがえのない人材の育成に取り組むことを規定しています。

高齢者、障害者等の文化活動の充実

第12条 市は、高齢者、障害者等の社会参加を促進するため、これらの者の自主的な文化活動を支援するとともに、参加しやすい環境の整備に取り組むものとする。

解説

高齢者、障害者、子育て中の保護者、外国人などで、文化活動の環境が一概に十分とは言えない人たちが、文化を通して社会参加することが促進されるよう、その自主的な文化活動を支援するとともに、参加しやすい環境の整備に取り組むことを規定しています。

また、近年では、障害者を中心としたアール・ブリュットが注目を集めており、こうした芸術作品の把握と発表の場の充実に図ることも大切な視点です。

参考 アール・ブリュット（滋賀県ホームページ<http://www.pref.shiga.lg.jp/a/kikaku/art-brut/artbrut-hassin.html>より転載）フランスのジャン・デュビュッフェ（Jean Dubuffet 1901-1985）という芸術家が考案した言葉で、日本語に訳される場合には一般的に「生の芸術」とされ、「美術の専門的な教育を受けていない人が、伝統や流行などに左右されずに自身の内側から湧きあがる衝動のまま表現した芸術」と解釈されている。（アール・ブリュット発信検討委員会報告書より抜粋）

学校等における文化活動の充実

第13条 市は、学校等における文化活動の充実に図るため、文化に関する体験学習および優れた文化に触れる機会の充実に取り組むものとする。

解説

文化に対する理解を深めるとともに、文化を尊重する態度や、愛好する心情を涵養す

るため、学校等での様々な学習の機会を活用し、文化に関する体験学習や、優れた文化の鑑賞機会の充実に取り組むことを規定しています。

なお、ここでいう学校等には、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条で規定する学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 28 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項で規定する認定こども園、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条で規定する保育所等の保育を行う施設のことを指します。

参考 学校教育法（抜粋）

第一条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

参考 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（抜粋）

（定義）

第二条

6 この法律において「認定こども園」とは、次条第一項又は第三項の認定を受けた施設、同条第九項の規定による公示がされた施設及び幼保連携型認定こども園をいう。

（幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定等）

第三十九条 幼稚園又は保育所等の設置者（都道府県を除く。）は、その設置する施設が都道府県の条例で定める要件に適合している旨の都道府県知事（保育所に係る児童福祉法の規定による認可その他の処分をする権限に係る事務を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条の二の規定に基づく都道府県知事の委任を受けて当該都道府県の教育委員会が行う場合その他の主務省令で定める場合にあつては、都道府県の教育委員会。以下この章及び第四章において同じ。）の認定を受けることができる。

3 幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている場合における当該幼稚園及び保育機能施設（以下「連携施設」という。）の設置者（都道府県を除く。）は、その設置する連携施設が都道府県の条例で定める要件に適合している旨の都道府県知事の認定を受けることができる。

9 都道府県知事は、当該都道府県が設置する施設のうち、第一項又は第三項の条例で定める要件に適合していると認めるものについては、これを公示するものとする。

参考 児童福祉法（抜粋）

第三十九条 保育所は、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設（利用定員が二十人以上であるものに限り、幼保連携型認定こども園を除く。）とする。

文化によるまちづくりの推進

第14条 市は、教育、子育て、健康、福祉、産業、観光、環境等の分野において、文化を活用することで、課題解決および地域の活性化に結び付け、魅力あるまちづくりの推進に取り組むものとする。

解説

コミュニティの希薄化や、少子高齢化の影響等により、地域の課題は複雑多様化していることから、教育、子育て、健康、福祉、産業、観光、環境をはじめとした様々な分野において、文化が生み出す社会への波及効果を諸課題の改善や解決、地域の活性化に結び付けることが期待されます。このことから、文化をツールとしてまちづくりに活用することを規定しています。

文化を通じた出会いおよび交流の創出

第15条 市は、文化の創造および発展を促進するため、世代および地域を超えた市民ならびに分野を超えた文化の出会いおよび交流の創出に取り組むものとする。

解説

ひと、もの、情報が行き交い交流する街道文化は、本市の礎を築いた先人たちが、長い歴史の中で育んできた本市の特性です。こうした特性を生かし、文化の創造および発展を促進するために、世代や地域を超えた市民間の交流を促進するとともに、美術と音楽、メディア芸術と生活文化といった異なる分野の出会いと交流の創出に取り組むことを規定しています。

文化的資産の継承および活用

第16条 市は、先人たちの営みによって創造され、および保存されてきた有形および無形の文化財、景観等の文化的資産を次世代に継承するとともに、それらの魅力および価値を高めるための活用に取り組むものとする。

解説

文化的資産は、自然や風土、社会や生活を反映し、伝承、発展してきた貴重な地域資源として大切に保存、継承していく必要があります。これらの文化的資産を草津市の将来を担う子どもや若者に引き継ぐとともに、それらの魅力や価値を高めるための活用に取り組むことを規定しています。

なお、ここでいう文化的資産とは、文化財保護法（昭和25年法律214号）第2条第1項各号で規定するものの他、これらに準ずるもので、将来に向け引き継いでいく文化も含まれます。

参考 文化財保護法（抜粋）

（文化財の定義）

第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
- 二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとつて歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
- 三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）
- 四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとつて歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁^{りょう}、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとつて芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとつて学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）
- 五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）
- 六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

第4章 雑則（第17条）

委任

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

解説

本条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定めることを規定しています。

付 録

草津市文化振興審議会委員名簿

区分	氏名	備考
学識経験を有する者	辻 喜代治※1	成安造形大学
	中川 幾郎※2	帝塚山大学
関係する団体から選出された者	石丸 正運	草津市文化財保護審議会
	梅山 克啓	草津商工会議所（H28.11.1～）
	後藤 茂典	京都新聞社
	高内 知子	草津市 21 世紀文化芸術推進協議会
	築山 えり子	草津市教科等部会別研修図工・美術部会
	端 洋一	（公財）草津市コミュニティ事業団
	山本 喜久雄	草津商工会議所（～H28.10.30）
公募市民	宇野 ひと美	公募市民
	田邊 さおり	公募市民

※1 副会長

※2 会長

検討経過

	開催日時／会場	主な審議事項
諮問 第 1 回会議	平成 28 年 8 月 23 日（火） 市役所教育委員会室	(1) 制定方針 (2) スケジュール (3) 草津市における文化振興の現状 (4) その他
第 2 回会議	平成 28 年 9 月 27 日（火） 市役所教育委員会室	(1) 草津市らしさ (2) 条例に定めるべき事項 (3) 「文化」の定義 (4) その他
第 3 回会議	平成 28 年 11 月 1 日（火） 市役所教育委員会室	(1) 条例に定めるべき事項 (2) 市民意識調査 速報 (3) その他
第 4 回会議	平成 29 年 1 月 10 日（火） 市役所教育委員会室	(1) 提言書（案）の確認
答申	平成 29 年 1 月 17 日（火） 市役所教育長室	—